

第 7 次

黒石市地域福祉活動計画

みんなで支えあい
誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの
実現を目指して

令和 8 年度～令和 12 年度



社会福祉法人黒石市社会福祉協議会

は じ め に



黒石市では、地域の支えあいを大切にしながら、多様な暮らしを営む市民一人ひとりが安心して生活できる地域づくりを進めてまいりました。近年は、地域活動のあり方や住民同士のつながり方が大きく変化し、福祉を取り巻く課題も複雑化しています。こうした状況の中で、地域の力をどのように引き出し、未来につないでいくかが問われています。

黒石市社会福祉協議会は、相談支援や地域活動を通じて、市民の皆さまから日々多くの声を受け取っています。そこから見えてくるのは、困りごとを抱えたときに「気軽に頼れる場」であり「支えあえる関係」が地域に存在することの大切さです。私たちは、その声に丁寧に向き合いながら、地域の皆さまとともに課題解決に取り組む姿勢がこれまで以上に求められています。

そこで地域共生社会の実現にむけて、これまで黒石市が築き上げてきた地域連携ネットワークを時代の変化に合わせ、さらに進化させながら、あらゆる世代の人々が安心して暮らせることをめざして、『第7次黒石市地域福祉活動計画』を策定しました。

『第7次黒石市地域福祉活動計画』は、第5次黒石市地域福祉計画と密接に連携し、黒石市成年後見利用促進基本計画、こども子育て支援計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者支援計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、健康くろいし21（健康増進計画）、その他福祉に関連する計画など、黒石市社会福祉協議会に関連する行政計画との整合性を図りながら、住民が関連する諸団体と協働する活動方針を明示しています。

今後は、相談支援業務を通じて得た市民のニーズに基づいて事業を展開し、住民の生活課題の解消に向けた活動や権利擁護事業の浸透と推進に注力して参ります。

終わりに、本計画の策定に尽力いただきました多くの関係各位に対し、心から感謝とお礼を申し上げます。

令和8年3月

社会福祉法人 黒石市社会福祉協議会
会 長 鳴 海 勝 文

も く じ

第1章 地域福祉活動計画策定の基本方針

第1節	社会的背景と計画策定の目的	1
第2節	地域福祉活動計画の位置づけと役割	1
第3節	計画の基本目標	2
第4節	計画の期間と構成	2
第5節	計画の策定体制	2

第2章 黒石市の概要及び社会福祉の状況

第1節	黒石市の概要	3
第2節	黒石市社会福祉協議会の沿革と現状	3
第3節	黒石市の現状	4
第4節	黒石市社会福祉協議会の特徴的な事業	6
第5節	黒石市社会福祉協議会の組織	9

第3章 計画の基本目標と基本計画

第1節	計画の体系図	10
第2節	基本目標Ⅰ「地域の絆を深めるつながりづくり」	11
第3節	基本目標Ⅱ「未来を担う人づくり」	16
第4節	基本目標Ⅲ「だれもが安心して暮らせる支えあいのためのしくみづくり」	20
第5節	基本目標Ⅳ「市民のニーズに応える開かれた社協づくり」	24

資 料

第7次 黒石市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	27
「策定委員会」委員名簿と「策定委員会」開催状況	29
「検討委員会」委員名簿と「検討委員会」開催状況	30

第 1 章

地域福祉活動計画策定の基本方針

第 1 節 社会的背景と計画策定の目的

第 2 節 地域福祉活動計画の位置づけと役割

第 3 節 計画の基本目標

第 4 節 計画の期間と構成

第 5 節 計画の策定体制

第1章 地域福祉活動計画策定の基本方針

第1節 社会的背景と計画策定の目的

我が国では、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化により地域社会のつながりが希薄化し、老々介護や児童虐待、生活困窮者等の衣食住の確保、ひきこもりなど社会的孤立が起因する地域生活課題が浮き彫りとなっています。

コロナ禍で縮小した地域活動が容易に元の状態に戻らないなか、自然災害の頻発と激甚化が進んでおり、平時からの住民同士や関係者の連携体制の構築が求められています。また、今後の社会構造の大きな変化を見据え、身寄りのない人等が抱える生活課題に対する支援についての議論が行われています。

一方で、SNS等の普及により、地域福祉活動は情報発信・参加促進・孤立予防の面で新たに進展しています。迅速な情報共有が可能になっただけでなく、高齢者や子育て世帯がオンライン上で新たな「つながり」をつくり、地域内外の人との知見の共有や協力が生まれています。

このような時代の変化を受け入れながら、地域で自分らしく安心して暮らせる社会を実現するためには、地域住民が主体的に考え、従来の地縁による住民の関係性を守りつつ、日々進化するデジタル技術を併用しながら、地域に「つながり」を生み出すことの価値と意義を共有していくことが大切と言えます。

そこで、地域共生社会の実現に向けて、これまで黒石市で紡いできた地域連携のネットワークを時代に即して深化させ、若者から高齢者まで、あらゆる世代の人々が安心して暮らせる地域づくりをめざし、「第7次黒石市地域福祉活動計画」を策定します。

第2節 地域福祉活動計画の位置づけと役割

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の中で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定義されており、都道府県、市区町村を単位に1つずつ設置されています。地域住民やボランティア、福祉関係者、行政機関等と連携しながら地域福祉を推進し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現を目指しています。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。社会福祉協議会は、その事業展開において重要な位置を占めることになります。

「第7次黒石市地域福祉活動計画」は、第5次黒石市地域福祉計画を機先に、黒石市成年後見制度利用促進基本計画、こども計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者支援計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、健康くろいし21(健康増進計画)、その他福祉に関連する計画等、黒石市社会福祉協議会が関連する行政計画との整合性を図りながら住民や関係する諸団体と協働する活動方針を示しています。

第3節 計画の基本目標

地域福祉活動計画は、黒石市社会福祉協議会が基本理念とする「みんなで支えあい、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現をめざして掲げている、次の4つの柱を基本目標として策定します。

基本目標1 地域の絆を深めるつながりづくり

基本目標2 未来を担う人づくり

基本目標3 だれもが安心して暮らせる支えあいのためのしくみづくり

基本目標4 市民のニーズに応える開かれた社協づくり

第4節 計画の期間と構成

(1)計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年計画とします。次期計画についても、「黒石市地域福祉計画」と同一期間にすることを予定しています。

(2)計画の構成

実施計画は、各基本計画における現状と課題に対する具体的な内容を設定し、事業名と実施内容・協働団体等・年次計画で構成します。

第5節 計画の策定体制

(1)地域福祉活動計画策定委員会の設置

第7次黒石市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱により、社会福祉施設、福祉関係団体、地域住民代表、教育関係団体、行政関係者、学識経験者から12名の委員を委嘱し、意見・提言を受けるとともに、計画を総合的に策定しました。

(2)地域福祉活動計画検討委員会の設置

計画を策定するにあたり、社会福祉施設、福祉関係団体、地域住民代表、教育関係団体、行政関係者、社協職員等から20名の委員を委嘱し、基本計画の素案を作成しました。

「障害」と「障がい」の表記について

この計画では、法律や他の機関・団体、サービスの名称等の固有名詞を用いる場合等を除き、“障害”を「障がい」という表記で統一しています。

第 2 章

黒石市の概要及び社会福祉の状況

第 1 節 黒石市の概要

第 2 節 黒石市社会福祉協議会の沿革と現状

第 3 節 黒石市の現状

第 4 節 黒石市社会福祉協議会の特徴的な事業

第 5 節 黒石市社会福祉協議会の組織

第2章 黒石市の概要及び社会福祉の状況

第1節 黒石市の概要

【沿革】

昔、蝦夷(えぞ)の住むところが久慈須(くじす)や国栖(くにす)等と呼ばれていました。「くろいし」は、これが転訛したものといわれています。

明暦2年(1656年)に藩祖信英(のぶふさ)公が弘前藩から分知以来、城下町として栄え、明治以後も南津軽郡役所の所在地として、政治・経済・文化の中心をなしていました。

昭和29年(1954年)7月1日に南津軽郡の黒石町、中郷村、六郷村、山形村、浅瀬石村(1町4村)が合併し、県内で4番目の市制を施行しました。また、昭和31年(1956年)10月1日には境界変更により尾上町の一部を編入しました。

国道102号と県土を横断する国道394号、さらには東北自動車道黒石インターチェンジを擁し、至近距離に青森空港があるなど、交通の要衝となっています。古くから「りんごと米と温泉の田園観光都市」として親しまれており、「中町のこみせ」が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されるなど、特に城下町の風情を残した街並みや建造物が高く評価されています。

【位置と地勢】

黒石市は、十和田湖の北西、津軽平野の東南部に位置しており、最長部分で東西23.3km南北17.5kmのひょうたん形をしています。面積は217.05km²で青森県のほぼ中心を占め、いわば「青森県のへそ」の部分にあたります。

総面積の8割を占める東部の山岳地帯は八甲田連峰に連なり、平坦部は津軽平野の一部をなしており、豊かな自然と良質な土壌に恵まれ、味の良い「黒石米」と「黒石りんご」の主産地として知られています。

また、十和田湖北西の櫛ヶ峰に源を発し、南部を東西に貫流している浅瀬石川流域の各所には、温泉が湧出し、その周辺は「黒石温泉郷県立自然公園」に指定されています。

第2節 黒石市社会福祉協議会の沿革と現状

黒石市が市制施行したことに伴い、昭和29年8月10日に黒石市社会福祉協議会(以下、市社協という)が発足しました。

その後、昭和41年4月30日に厚生大臣に法人化を申請し、昭和42年3月1日に県内では11番目の社会福祉法人認可を受けて、地域福祉活動を中心に事業を展開しています。黒石市から老人福祉センターや児童館・児童センターの管理運営等の委託事業だけでなく、「愛の授産所」(知的障害者の小規模授産所)の開設やNPO法人あおぞら作業所の設立支援等、ボランティア活動の振興と民間レベルでの知的障害者福祉向上の基礎を構築しました。また、平成12年には毎戸会費制度を開始し、市社協の活動だけではなく地区社協活動の活動財源が確保されるなど、黒石市らしい地域福祉活動を推進してきました。少子高齢化に伴う生活様式の変化や、家族の扶養機能の脆弱化を含む人間関係の希薄化に対応すべく、地域、行政、関係機関と協働した要援護世帯の見守り支援ネットワーク構築による住民参加型の地域福祉推進に取り組んでいます。

近年は、相談支援業務を通じて得たニーズに基づき事業を展開し、住民の生活課題の解決に向けた活動や権利擁護事業の推進に注力しています。

第3節 黒石市の現状

(1)人口と世帯数の推移と高齢者の現状

本市の人口は、昭和35年の国勢調査での41,033人をピークに昭和55年以降は減少し続け、減少傾向に歯止めがかかっていません。一方、高齢者数・高齢化率は増加傾向にあります。

年	世帯数(世帯)	人口(人)	1世帯あたり人員(人)	65歳以上人口(人)	高齢化率(%)
令和2年	13,837	32,900	2.39	10,870	33.0
令和3年	13,831	32,327	2.35	10,936	33.8
令和4年	13,842	31,824	2.31	10,934	34.4
令和5年	13,930	31,385	2.27	10,960	34.9
令和6年	14,009	30,736	2.21	10,969	35.7

(黒石市こども計画より)

(2)児童・ひとり親世帯の状況

本市における総児童数は減少傾向で推移しており、令和6年度では1,242人となっています。

年度	学校数(校)	学級数(級)	1年生の数(人)	総児童数(人)	ひとり親世帯(世帯)
令和2年度	4	47	229	1,362	488
令和3年度	4	47	201	1,334	478
令和4年度	4	48	214	1,325	468
令和5年度	4	48	191	1,298	443
令和6年度	4	48	179	1,242	415

(令和7年度版黒石市社会福祉の概況、黒石市こども計画、黒石市教育委員会の調査より)

(3)障害者手帳の交付状況

①身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた方に交付されています。原則、更新はありませんが、障がいの状態が軽減されるなどの変化が予想される場合には、手帳の交付から一定期間を置いた後、再認定を実施することがあります。(等級は低い数字ほど重度)

(人)

年度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
令和2年度	507	241	244	375	75	84	1,526
令和3年度	507	243	248	389	73	78	1,538
令和4年度	476	224	236	364	69	74	1,443
令和5年度	438	221	239	371	67	75	1,411
令和6年度	443	225	239	372	63	76	1,418

(令和7年度版黒石市社会福祉の概況より)

②愛護手帳

愛護手帳(療育手帳)は、知的障害児及び知的障害者に対して一貫した指導相談を行うとともに各種の援助を受けやすくするために交付されています。(A判定は重度、B判定は軽度)
(人)

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
区分	A	B	計	A	B	計	A	B	計	A	B	計	A	B	計
児	12	42	54	8	38	46	7	37	44	9	35	44	7	35	42
者	109	187	296	112	193	305	107	181	288	101	184	285	102	192	294
計	121	229	350	120	231	351	114	218	332	110	219	329	109	227	336

(令和7年度版黒石市社会福祉の概況より)

③精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、平成7年10月から始まった制度で1～3級まであります。精神障害者の各種支援策を講じやすくし、社会復帰と自立・社会参加の促進を図ることを目的に交付されています。(等級は低い数字ほど重度)
(人)

等級	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1級	70	73	79	74	71
2級	180	217	242	250	254
3級	46	48	54	61	68
合計	296	338	375	385	393

(令和7年度版黒石市社会福祉の概況より)

(4)介護保険の状況

認定者数については増加傾向にあり、令和6年度では2,022人となっています。
(人)

年度	年間介護給付費保険給付額	総人口	65歳以上人口	第1号保険者	認定者数	受給者数
令和2年度	3,022,707,713円	32,327	10,936	10,915	1,932	1,474
令和3年度	3,149,777,277円	31,824	10,934	10,899	1,976	1,506
令和4年度	3,266,280,682円	31,385	10,960	10,932	1,985	1,529
令和5年度	3,434,648,449円	30,736	10,969	10,962	2,008	1,595
令和6年度	3,448,915,930円	30,232	10,923	10,933	2,022	1,560

(令和7年度版黒石市社会福祉の概況より)

(5)生活保護の状況

令和6年度の保護世帯数は、月平均565世帯で、保護人員は653人になっています。また、保護率は21.79%となっており、県平均の23.02%よりも下回っています。
(人)

年度	世帯			人員			保護率 (%)	一世帯あたりの 人員
	世帯数	指数	前年対比	人員	指数	前年対比		
平成27年度	531	100.0		639	100.0		18.85	1.20
令和2年度	574	108.1	98.0	669	104.7	97.7	20.93	1.17
令和3年度	560	105.5	97.6	656	102.7	98.1	20.82	1.17
令和4年度	571	107.5	102.0	666	104.2	101.5	21.48	1.17
令和5年度	566	106.6	99.1	661	103.4	99.2	21.60	1.17
令和6年度	565	106.4	99.8	653	102.2	98.8	21.79	1.16

※指数は、平成27年度の世帯数531、人員639を「100」とする。(令和7年度版黒石市社会福祉の概況より)

第4節 黒石市社会福祉協議会の特徴的な事業

「第3節 黒石市の現状」において、様々な地域課題が考えられる中で、地域福祉活動の支援や少子化に伴う子育て支援、また、様々な要因から困窮状態にある方への自立支援等、特徴的な事業を掲載します。

(1)地域活動支援事業

町内会や地区社協が住民のニーズや地域の特色を活かして取り組む地域活動への助成や支援をととして“住民参加による福祉のまちづくり”を推進しています。

【活動別取り組み状況】※令和6年度実績より抜粋

1	(活動名)	(開催条件 / 助成額)			
	福祉懇談会	(地区社協)初回申請：10,000円、2回目：8,000円、3回目：5,000円			
		(町内)初回申請：5,000円、2回目：4,000円、3回目：3,000円			
(活動内容)各町内会と連携し、地区での福祉活動に関する座談会や、安否確認、高齢者の孤独・孤立防止について研修会を開催。					
(団体数)	3団体	(延回数)	2回	(延参加者)	155人

2	(活動名)	(開催条件 / 助成額)			
	災害時ネットワーク	(地区社協)初回申請：15,000円、2回目：12,000円、3回目：10,000円			
		(町内)初回申請：10,000円、2回目：8,000円、3回目：5,000円			
(活動内容)災害時要援護世帯把握のためのマップ作り、地域における危険箇所の確認、緊急時の備品・食料品の備蓄、要援護者の避難誘導訓練等を実施。					
(団体数)	1団体	(延回数)	2回	(延参加者)	57人

3	(活動名)	(開催条件 / 助成額)			
	誕生日訪問	初回申請：15,000円、2回目：12,000円、3回目：10,000円			
(活動内容)町内の一人暮らし高齢者(対象年齢は町内会が設定)の誕生日に、町内役員等が祝い膳や祝菓、記念品等を届けて交流を図り、孤独感の解消と連帯意識の醸成に努める。					
(団体数)	1団体	(延回数)	6回	(延参加者)	30人



「誕生日訪問」

一人暮らし高齢者への弁当配布

(2) りんごクラブ(放課後児童健全育成事業)の開設

共働き家庭等留守家庭の小学校に就学している児童に対して、公民館等で放課後や長期休暇の期間等に適切な遊びや生活の場を提供しています。市内に12か所りんごクラブが開設されており、その内9か所を黒石市から委託を受けて開設しています。

○りんごクラブ登録状況(人)

年度	山形	牡丹平	第一 追子野木	第一東	第二東	西部	北	上十川	六郷
令和4年度	35	29	31	34	43	65	36	43	42
令和5年度	40	26	19	37	40	62	44	40	31
令和6年度	40	32	21	51	47	70	43	40	32



(3) 新生児支援事業

新生児のいる家庭を訪問し、赤ちゃんの出生祝いと健やかな成長を願っておしりふき1箱を贈呈する「おめでとう訪問」を実施しています。

○申し込み世帯数

年度	世帯数
令和4年度	76
令和5年度	95
令和6年度	71



(4) 制服おゆずり de おわたし事業(制服のリユース仲介)

子育て支援と資源の再利用・循環を目的とし、家庭で役目を終え使用されなくなった制服を無償で引き取り、希望者へ無償で譲渡する橋渡しを行っています。

○制服おわたし会(制服譲渡会)

年度	実施回数	来場者数(人)	譲渡数(着)
令和4年度	2	46	22
令和5年度	2	50	52
令和6年度	3	93	130



(5)生活困窮者自立相談支援事業の実施

様々な要因により就労できない、住居がない、経済的に困っている等、問題や悩みを抱えている方々の相談に応じ、寄り添いながら継続して自立をめざして支援しています。

○相談受付状況(新規件数のみ)

年度	男性	女性	不明	相談受付合計
令和2年度	128	60	0	188
令和3年度	71	61	0	132
令和4年度	64	42	0	106
令和5年度	43	32	0	75
令和6年度	54	45	0	99

○相談支援実績(延件数)

内 訳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
電話相談・連絡	785	993	973	812	959
訪問・同行支援	108	191	198	261	238
面談	376	460	329	219	202
所内会議	0	0	0	0	8
支援調整会議 (支援プラン策定)	24	38	45	53	58
支援調整会議 (評価実施)	20	36	41	53	54
その他機関との会議 (支援調整会議以外)	3	15	12	7	3
他機関との電話照会・協議	473	595	473	358	480
その他	133	119	40	94	72
合計	1,922	2,447	2,111	1,857	2,074

(6)社会福祉法人の社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」への参画

青森県内の社会福祉法人が連携し、経済的援助や食糧等の提供、就労・社会参加等、支援が必要な人の早期発見と、制度の狭間のニーズや生活課題の具体的な解決を図ります。

年度	実質 利用者(人)	利用回数(回) ※経済的援助
令和4年度	5	7
令和5年度	12	21
令和6年度	8	14

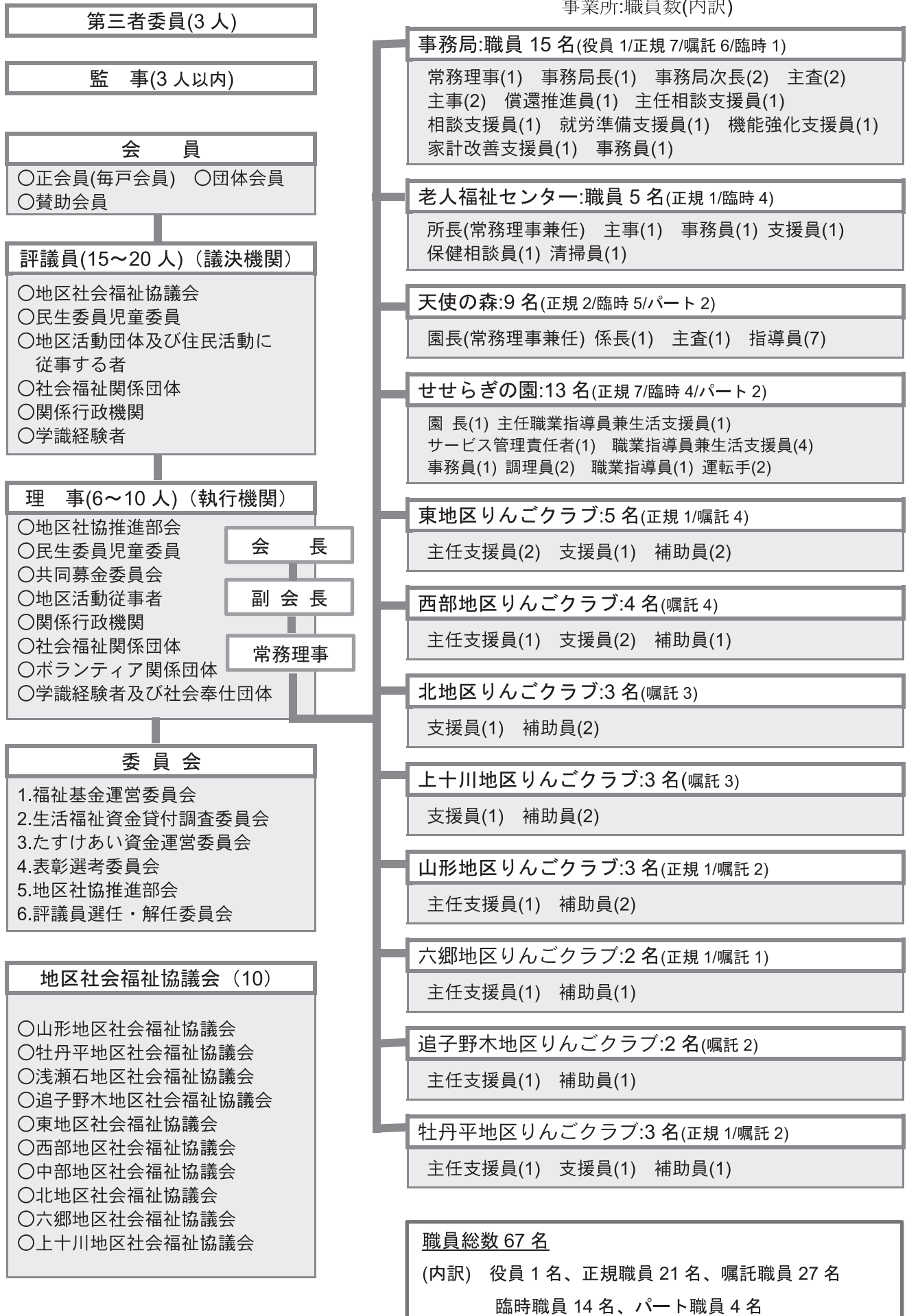


フードバンクによる食糧支援

第5節 黒石市社会福祉協議会の組織

(令和7年4月1日現在)

事業所:職員数(内訳)



第 3 章

計画の基本目標と基本計画

第 1 節 計画の体系図

第 2 節 基本目標 1「地域の絆を深めるつながりづくり」

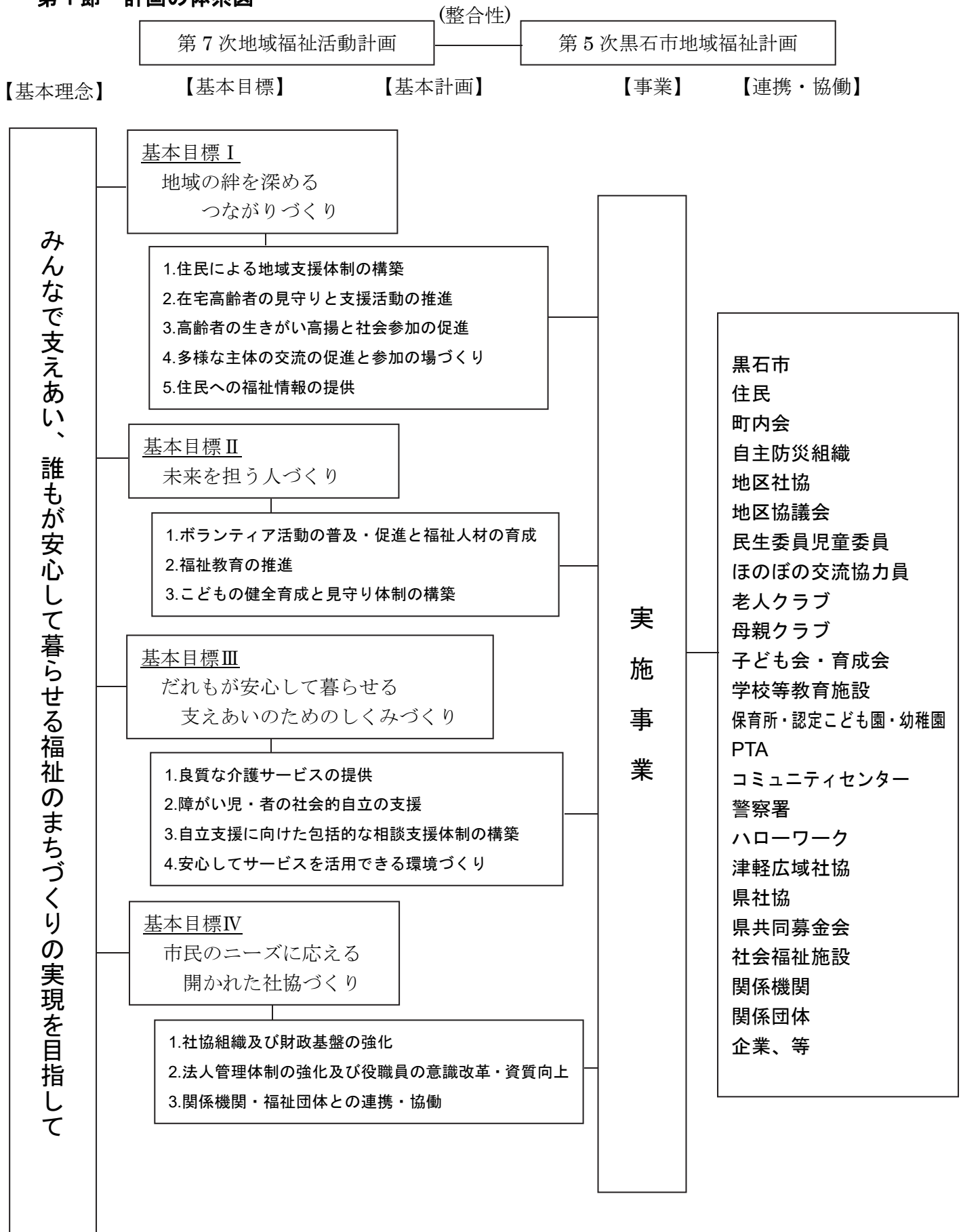
第 3 節 基本目標 2「未来を担う人づくり」

第 4 節 基本目標 3「だれもが安心して暮らせる支えあいのための
しくみづくり」

第 5 節 基本目標 4「市民のニーズに応える開かれた社協づくり」

計画の基本目標と基本計画

第1節 計画の体系図



【基本目標】 I. 地域の絆を深めるつながりづくり

【基本計画】 1. 住民による地域支援体制の構築

少子高齢化や家族のライフスタイルの変化に伴い、一世帯あたりの人数は減少しており、一人暮らし高齢者や高齢者世帯が増加しています。加えて、近隣住民同士のつながりの希薄化が進む中で、人との関わり合いを避け、地域社会から孤立する要援護世帯の増加が課題となっています。

このような現状を踏まえ、引き続き町内単位での見守りネットワークの構築と住民参加型の福祉コミュニティを推進するとともに、要援護世帯の実情を考慮しながら、住民共助による「誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくり」の体制整備を進めます。

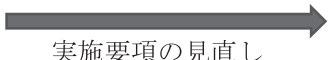
(1)地区社協主体による福祉事業への支援

《協働団体等》地域住民、地区社協

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
それぞれの地区社協の特性を活かしながら、各地区社協へ助成し、主催事業への支援を行います。					

(2)町内会等での福祉活動の支援

《協働団体等》町内会、地区社協、民生委員児童委員、ほのぼの交流協力員、老人クラブ

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
町内会や地区社協と協働して助成事業内容の充実を図り、高齢者や子育て世代が集まりやすい小地域ごとのサロンの開催や高齢者宅の除雪等、住民ニーズに基づいた支援活動を推進します。	 				

(3)民生委員児童委員活動の支援

《協働団体等》町内会、地区社協、民生委員児童委員、ほのぼの交流協力員

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
相談支援や研修企画の支援等、民生委員児童委員の日常活動を側面的に支援し、活動を推進します。					

(4)見守りネットワークの強化

《協働団体等》町内会、地区社協、民生委員児童委員、ほのぼの交流協力員

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
民生委員児童委員やほのぼの交流協力員、町内会長等に向けて啓発活動を行い、見守り体制の強化と関係機関との連携体制の充実を図ります。					

【基本計画】 2. 在宅高齢者の見守りと支援活動の推進

近年、高齢者の閉じこもりや孤独死、認知症高齢者の増加に伴う虐待や徘徊による行方不明等が全国的に課題とされています。

介護保険サービスは充実してきているものの、身体的に該当するにも関わらず、遠慮をしたり助けを求める余裕がないために、サービス利用につながらない高齢者や、制度の狭間にあるボーダーライン層の地域生活課題対応には限界があります。高齢者が安心して地域で生活していくために、公的なサービスに加えて地域で高齢者を見守るための住民による支援体制を整え、お互いに支え合える地域づくりを推進します。

(1)ほのぼの交流協力員の活動支援

《協働団体等》町内会、地区社協、民生委員児童委員、ほのぼの交流協力員、地域包括支援センター

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
協力員がいない町内への働きかけを行うとともに、活動している協力員向けに合同研修会を実施し、活動の充実を図ります。					

(2)定期的な訪問体制の充実

《協働団体等》町内会、地区社協、民生委員児童委員、ほのぼの交流協力員

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
黒石市が実施している高齢者地域見守り事業を補完する形で、民生委員児童委員と協働で高齢者世帯一斉訪問を実施し、定期的な訪問活動の促進を図ります。					

(3)地域の高齢者とこどもの交流事業の実施

《協働団体等》地区社協、民生委員児童委員、ほのぼの交流協力員、ボランティア推進校、保育所、認定こども園、幼稚園、りんごクラブ

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
地区社協等と協働し、地域の高齢者とこどもの交流を図ります。					

(4)安否確認事業の実施

《協働団体等》民生委員児童委員、ボランティア、県社協、福祉事務所、地域包括支援センター

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
福祉安心電話サービス事業、ボランティアによるふれあいテレホンについて、行政等との連携を深めながら、利用者の安否が確認できない時は迅速に対応できるよう事業の推進を図ります。					

【基本計画】 3. 高齢者の生きがい高揚と社会参加の促進

高齢化が一層進行する中、国では高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの推進を図っています。

本市においても高齢化率は35%を超え、単身高齢者や高齢者のみの世帯の増加、地域のつながりの希薄化等が課題となっており、高齢者の心身の健康を維持するためには、生きがいづくりと社会参加の促進がこれまで以上に重要となっています。

高齢者が生きいきとした生活を送れるよう、地域団体と連携し、関心やライフスタイルに応じた趣味活動や学習機会の充実を図り、社会参加を促進します。あわせて、地域活動の担い手となる人材の発掘・育成や支え合いの仕組みづくりを進め、高齢者が地域で活躍できる体制を構築します。

(1)黒石型地域包括ケアシステムへの協力

《協働団体等》福祉事務所、地域包括支援センター、地域住民、町内会、地区社協、民生委員児童委員、関係業者

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくため、福祉・介護・保健・医療に限らず、生活全般の課題に対して、市や地区社協、関係機関及び地域住民と協働し、住民相互で支え合うことができる地域づくりを推進します。					

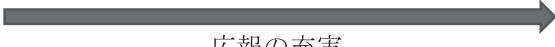
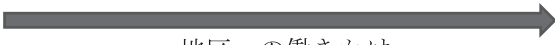
(2)介護予防事業の充実

《協働団体等》介護予防講座講師、講座参加者、老人福祉センター利用者、地域包括支援センター

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
介護予防講座支援事業の参加者に対してアンケート等を行い、新規の講座や活動プログラム等の充実を図ります。					

(3)老人クラブ組織と事務体制の強化

《協働団体等》市老連、地区老連、単位老人クラブ、コミュニティセンター、介護保険課

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
老人クラブ会員の加入促進及びリーダー的人材の発掘・育成を図り、クラブ活動が円滑に運営できるように、市老連事務局やコミュニティセンター等が支援できる体制の構築を図ります。					
					

(4)教養講座や趣味の講座の充実

《協働団体等》教養講座講師、講座参加者、老人福祉センター利用者、コミュニティセンター、地域包括支援センター

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
高齢者のニーズを把握するために老人福祉センターの利用者アンケート等を活用し、ニーズに即した講座づくりと講師の人材発掘を行い、小地域やコミュニティセンター等とも連携して開催できるような仕組みを構築します。					

【基本計画】 4. 多様な主体の交流の促進と参加の場づくり

少子高齢化や単身世帯の増加、価値観の多様化が進む中、地域における人と人とのつながりの希薄化が課題となっています。国が推進する「地域共生社会」は、年齢や障がいの有無、立場や属性を問わず、誰もが役割を持ち、支え合いながら暮らす社会の実現を目指しています。その実現に向けて、地域住民同士の交流を促進し、福祉関係者だけではなく、民間事業者やNPO、商店、学校等多様な主体が参画し、交流できる場づくりを推進します。

(1)黒石市社会福祉センターの運営

《協働団体等》黒石市、ボランティア団体、福祉団体

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
黒石市社会福祉センターの運営を通じて、館内の会議室等を活用した各種会議や研修、講座等を実施し、多様な主体の交流を促進します。					

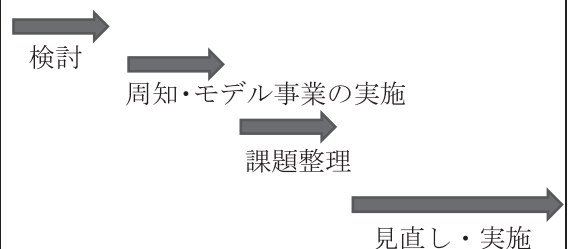
(2)黒石市老人福祉センターの運営

《協働団体等》黒石市、老人クラブ、福祉団体

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
黒石市老人福祉センターの運営を通じて、館内の集会室等を活用した各種会議や講座等を実施し、多様な主体の交流を促進します。					

(3)地域コミュニティスペースを活用した民間事業者との連携

《協働団体等》民間事業者、町内会、地区社協、ボランティア団体

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
民間事業者と連携し、地域のコミュニティスペースを活用して、こどもから高齢者まで住民同士の交流を活性化する取り組みを支援します。					

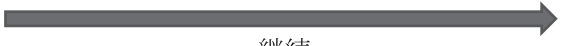
【基本計画】 5. 住民への福祉情報の提供

全ての世代の市民に対し、福祉活動や地域活動、福祉制度に関する情報を分かりやすく提供することにより、様々な社会参加のきっかけづくりや、利用可能な制度・支援への理解促進を図ります。

ホームページ等のデジタル媒体を活用するとともに、情報機器の操作に不慣れな高齢者をはじめとする市民にも情報が行き届くよう、各事業所や事業内容に関するパンフレットやチラシ等を作成・配布するなど、多様な手段による広報啓発に取り組み、誰もが必要な情報にアクセスできる環境づくりを進めます。

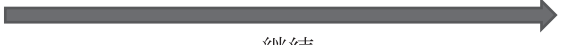
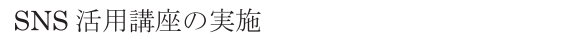
(1) 広報発行の充実

《協働団体等》市社協広報会議、地区社協、県社協

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
市社協の事業だけでなく、地域においての様々な福祉情報等を提供し、記事の充実を図ります。また、市のイベント等で広報やチラシ等を配布し、情報の発信に努めます。					

(2) ホームページ、SNS 等による福祉情報の配信

《協働団体等》市社協広報会議、市社協事業所、県社協

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
市民が福祉情報をより身近に感じられるように、ホームページの内容や各種申請書類の掲載を充実させ、Facebook や Instagram 等を活用した継続的でタイムリーな情報発信に努めます。また、スマートフォンや SNS 等の活用方法についての講座を実施し、誰もが必要な情報を受け取れる環境づくりに取り組みます。					
					
					
					

(3) 市民福祉大会の開催

《協働団体等》黒石市、市民児協、後援団体、協賛団体

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
時勢や市民のニーズに即したテーマで大会を開催し、社会福祉事業の振興に貢献した個人や団体を称え、福祉意識の啓発と福祉理解の促進を図ります。					

【基本目標】 II. 未来を担う人づくり

【基本計画】 1. ボランティア活動の普及・推進と福祉人材の育成

市社協では、ボランティアセンターを拠点として、登録制による活動の斡旋や、黒石市ボランティア連絡協議会(以下、V 連協という)との協働により、ボランティア活動の普及・推進に取り組んできました。

近年、ボランティアセンターへの新規登録者や V 連協の団体会員は減少傾向にあります。一方で、地域からはボランティアを求める声があり、ニーズに応える人材の育成と、活動メニューの充実が求められています。

また、地震や台風、豪雨等の自然災害が多発し、各地で大きな被害が発生しています。被災地では行政と連携した災害ボランティアセンターの設置が進み、その重要性は広く認知されてきています。市社協においては、令和 7 年 3 月に「黒石市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を策定し、平時から行政や関係機関、民間団体等との連携強化や、災害に備えたセンター機能の整備を進めてきました。

今後は、ボランティアセンター機能をさらに充実させ、防災意識等の向上や市民のニーズに応じたボランティア講座・活動機会の開拓により、魅力ある活動メニューを整備するとともに、災害ボランティアセンター設置・運営体制の強化に取り組めます。

(1) ボランティア情報の配信

《協働団体等》V 連協、県社協

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
広報紙やホームページ、SNS 等を通じて市内のボランティア活動だけでなく、全国各地の先行事例等を紹介し、タイムリーな情報配信の充実に努めます。	継続				

(2) ボランティア活動調査の実施

《協働団体等》V 連協、福祉施設等

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
ボランティアニーズを調査し、ニーズに合ったメニュー開発をめざします。	調査	分析・開発	調査	分析・開発	見直し

(3) ボランティア団体への支援

《協働団体等》V 連協、地区社協、市共同募金委員会、県共同募金会

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
ボランティア連絡協議会と協働し、市内のボランティア団体の活動資金の助成や団体事務等を援助します。	継続				

(4) ボランティアセンターの充実と活用の促進

《協働団体等》地域住民、中・高校生、V 連協、県社協、関係団体

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
市民に対してボランティア活動の啓発を行い、中・高校生や関係団体の活動の活性化を図り、センターの活動の充実をめざします。	継続				

(5)ボランティア講座の実施

《協働団体等》地域住民、中・高校生、V連協、県社協、関係団体

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
ボランティア活動に対する関心と理解を深め、人材を養成・支援するため、ボランティア講座を実施します。また、講座の実施にあたり、関係機関との関係構築を進めます。	計画	実施	見直し	実施	振り返り

(6)災害ボランティアセンター設置訓練の実施

《協働団体等》黒石市、自主防災組織、V連協、県社協、関係団体

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
災害時にボランティアを安全かつ円滑に受け入れ、活動を支援できるよう、災害ボランティアセンターの設置訓練を行い、運営手順や連携体制を確認します。	継続				

(7)災害ボランティアコーディネーターの育成

《協働団体等》黒石市、自主防災組織、V連協、県社協、関係団体

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
災害時における被災者のニーズとボランティアの活動を適切にマッチングし、災害支援活動を円滑に進めるため、平時から災害ボランティアコーディネーターの育成を推進します。	重点的に関係機関等へ周知 講座の開催				

(8)災害ボランティアセンター運営マニュアルについて関係団体との情報交換

《協働団体等》黒石市、自主防災組織、V連協、県社協、関係団体

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
災害時にボランティア活動を円滑・安全・効果的に行うために、平時から関係団体と情報交換を行い、情報の共有に努めます。	継続				

【基本計画】 2. 福祉教育の推進

現在、市社協では黒石市内のすべての小・中学校と養護学校をボランティア推進校として指定し、児童生徒がボランティアや福祉への理解・関心を深め、活動を通じて「福祉の心」をもつ地域の担い手としての意識を醸成することを目的に、ボランティア活動の支援を行っています。

また、資格取得や職場体験のための実習生等の受け入れ、学校における福祉体験学習への協力等、福祉教育の推進に取り組んでいます。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響や学校現場を取り巻く環境の変化により、実習生の受け入れは増加している一方で、学校からの福祉体験学習の依頼は減少しています。また、少子高齢化や地域のつながりの希薄化により、児童生徒が地域住民と接する機会も減少しています。

このような地域情勢の中、児童生徒が社会福祉に対する理解や関心を高め、社会貢献や地域の課題を解決する視点や力を養うとともに、活動を通じて地域社会への啓発を図るため、学校・家庭・地域が共通理解を持ち、実情に応じた福祉教育や世代間交流事業を推進していくための基盤整備を目指します。

(1) ボランティア推進校の活動への支援

《協働団体等》 ボランティア推進校、地区社協、福祉施設等、民間企業

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
児童生徒の福祉への認識を深め、自主的な活動の助長につながるよう、小・中学校等での、地域の実情に即したボランティア活動を支援します。					

(2) 実習生の受入の充実

《協働団体等》 市社協事業所、県社協、福祉施設等

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
社会福祉士や看護師等の資格取得を目的とした実習生に対して、適切なプログラムを設定し、新たな福祉人材の育成を推進します。					

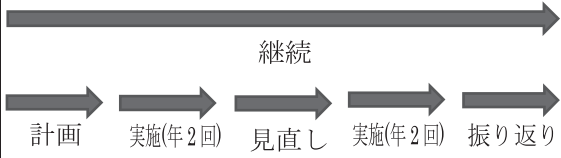
(3) 世代間交流事業の支援

《協働団体等》 地区社協、老人クラブ、子ども会、ボランティア推進校、保育所、認定こども園、幼稚園、りんごクラブ

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
地域の高齢者をはじめ、世代の異なる住民間で交流することにより、支え合うことの重要性について住民理解を促進します。					

(4) 福祉体験活動の充実

《協働団体等》 地区社協、ボランティア推進校、地域のボランティア、県社協

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
ふくしの作文コンクールを実施し、「たすけあい」や「思いやり」の心を育みます。					
福祉体験講座等を実施し、体験から得た気づきや学びを深めることで、「福祉の心」をもつ地域の担い手としての意識を醸成します。					

【基本計画】 3. こどもの健全育成と見守り体制の構築

近年、少子化や核家族化、共働き家庭の増加、さらに児童虐待件数の増加やヤングケアラー問題の顕在化等、地域のこどもを取り巻く環境は複雑化しています。これまでこどもを産み育ててきた家庭や、それを支えてきた地域の子育て機能が十分に発揮されにくい状況となっており、こどもが安全に安心して過ごせる場の確保はこれまで以上に重要となっています。

全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、幸福な生活を送ることができるよう、家庭、学校、地域、行政や関係機関等が連携し、こどもの健やかな育ちを支える体制の充実を図ります。

(1)放課後児童健全育成事業(りんごクラブ)の実施

《協働団体等》子育て支援課、母親クラブ、PTA、コミュニティセンター

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
児童が放課後や長期休暇に安心して過ごせる居場所を確保するため、地域の特性に応じた事業を展開します。					

(2)関係機関との連携強化と情報の共有

《協働団体等》民生委員児童委員、学校、母親クラブ、PTA、コミュニティセンター、福祉総務課、子育て支援課、学校教育課

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
学校や PTA、民生委員児童委員、主任児童委員、行政等関係機関と平時から情報共有を密にし、地域で虐待等が発生した時に速やかに対応できる体制を構築します。					

(3)子育て支援事業の推進

《協働団体等》保育園、幼稚園、認定こども園、学校、PTA、母親クラブ、福祉総務課、子育て支援課、健康推進課、学校教育課、近隣社協、放課後等デイサービス

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
保護者の仕事の都合や疾病等の緊急時にこどもの保育を援助するため、平川市・藤崎町・田舎館村の各社協と協働しファミリーサポートセンターの運営を展開します。また、新生児のいる家庭へのおしりふき贈呈や、学校制服のリユースの仲介等の活動を通じて、子育て世帯への支援を推進します。					

【基本目標】 III. だれもが安心して暮らせる支えあいのための しくみづくり

【基本計画】 1. 良質な介護サービスの提供

介護保険制度の整備・充実により、在宅における介護福祉サービスは地域生活を支える基盤として広く利用されるようになっていきます。一方で生活様式や家族形態の変化に伴い、介護の課題に加え、孤立や経済的困難、認知症への対応等、複合的な生活課題を抱える世帯が増加しています。

また、高齢化の進行により認知症高齢者は今後も増加が見込まれ、介護する家族の心身の負担が十分に軽減されず、生活に影響を及ぼす世帯も少なくありません。

利用者及びその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、必要な情報提供を行うとともに、公平で適切な計画とサービスの提供に努めてきました。今後も関係機関等が連携しながら、継続的にサービスの質の向上を図っていきます。

(1)良質で適正なサービスができる基盤体制

《協働団体等》介護支援事業所、居宅支援事業所、入所施設

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
第5次黒石市地域福祉計画アンケート結果をもとに、住民が良質で適正な福祉サービスを利用できるよう、関係機関・事業所との連携体制を強化し、地域全体の支援基盤の充実に取り組みます。					

(2)地域包括支援センターとの連携強化

《協働団体等》地域包括支援センター、ブランチ受託機関

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
高齢者の生活課題やニーズに対応するために、地域包括支援センター並びにブランチとの連携を強化します。					

【基本計画】 2. 障がい児・者の社会的自立の支援

障がいのある人の尊厳と権利を尊重し、本人の意思決定に基づく支援を行うという考え方は、制度整備の進展とともに社会に浸透してきました。

一方で、地域や社会における受け入れ体制や理解は必ずしも十分とは言えず、障がい児・者が地域の一員として学び、働き、暮らすための環境づくりには、なお課題が残されています。

また、周囲の理解不足や孤立は、障がいのある人やその家族の社会参加を妨げる要因となり、権利侵害や虐待につながるおそれもあります。

このため、地域住民やボランティア、関係機関等が障がい児・者及びその家族と日常的に関わり、相互理解を深める機会を広げるとともに、障がいの有無にかかわらず誰もが役割を持ち、地域で自分らしく生活できるよう、社会参加や自立に向けた支援体制の充実を図っていきます。

(1)障がいを理解するための啓発活動の促進

《協働団体等》障がい福祉サービス提供事業所、町内会、地区社協、学校、福祉総務課

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
障がいの理解を促進するために、施設の地域開放や社会参加活動を促し、学校や地域へ講師派遣等による啓発活動を実施します。					

(2)社会参加促進のための就労支援の充実

《協働団体等》市社協事業所、特別支援学校、関連事業所

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
障がいのある人たちが就労できる事業所の情報収集や職場体験を推進します。					

(3)地域住民との交流の促進

《協働団体等》町内会、地区社協、学校、ボランティア、障がい福祉サービス提供事業所

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
施設の必要性や障がいに対する理解を深めるために、共同募金等による活動助成を通して交流事業を推進します。					
					

【基本計画】 3. 自立支援に向けた包括的な相談支援体制の構築

市社協では、ふれあい相談所を設置するなど、支援を必要とする世帯の相談・援助活動を推進してきました。また、生活困窮者自立支援事業等の支援を通して相談機能を有する関係機関と情報共有・連携し、支援体制の充実を図っています。

一方で、少子高齢化や世帯構造の変化、社会経済環境の変化に伴い、子育てや介護、生活困窮等の課題を抱える世帯が増加しており、社会的に孤立するリスクが高まっています。心理・生活・社会の複合的な要因が絡み合い、支援の届きにくい人や社会参加することに障壁を感じる人への対応が課題となっています。

平成 27 年から実施している生活困窮者自立相談支援事業により、生活困窮者や引きこもり状態にある方のニーズを把握し支援してきました。今後は、他機関との協働による積極的なニーズ把握と、見守りなどの継続的支援を含めた、包括的・重層的支援体制の構築を目指します。

(1)ふれあい相談所の運営

《協働団体等》常勤相談員、市社協職員、民生委員児童委員

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
相談者の自立を支援できるように、社会資源の把握と相談員の資質の向上を図ります。	 継続				

(2)生活福祉資金等貸付事業の実施

《協働団体等》市社協、県社協、民生委員児童委員

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
生活困窮者自立相談支援事業と連携し、総合支援資金や緊急小口資金等の貸付を行い、相談・支援を推進します。	 継続				

(3)生活困窮者自立相談支援事業の普及・実施

《協働団体等》福祉総務課、市社協、県社協、関係機関

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
生活困窮者等からの相談に早期かつ包括的に応じて、抱えている課題を適切に評価・分析し、他機関と協働して支援を推進します。	 継続				

【基本計画】 4. 安心してサービスを活用できる環境づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送るために、福祉サービスは利用者の多様なニーズに応じて変化しています。介護サービスや障害者支援制度等、制度の整備は進んでいる一方で、仕組みの複雑化は否めません。また、必要な情報が利用世帯に十分に届いていない状況も散見されています。

今後は、行政や関係施設と連携を強化し、ニーズに即した支援を円滑に提供するため、相談窓口や関係事業所の役割分担を明確にするとともに、情報提供方法を工夫するなど、対象世帯が円滑に支援を受けられる包括的な支援体制の構築を目指します。

また、日常生活自立支援事業による生活や契約・金銭管理の支援、法人後見制度を活用した財産管理支援等を適切に行い、利用者の権利と安全を守る体制の強化に取り組みます。

(1)総合的な相談支援機能の充実

《協働団体等》地域包括支援センター、市内各事業所、黒石市

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
どんな相談でも受け止められる相談窓口のワンストップ化、及び各機関への橋渡し機能の充実を図ります。	 継続				

(2)利用しやすい相談窓口づくりの推進

《協働団体等》福祉事務所、地域包括支援センター、市内各事業所

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
安心して福祉サービスが利用できる相談窓口づくりとその周知・啓発に取り組みます。	 継続				

(3)日常生活自立支援事業の実施

《協働団体等》県社協、行政機関、各事業所、医療機関他

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
判断能力が十分でなくても、地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス等の利用援助を通して日常生活を支援します。	 継続				

(4)法人後見の実施

《協働団体等》行政機関、各事業所、医療機関、家庭裁判所他

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
社会福祉協議会が成年後見人となり、財産管理や福祉サービス利用支援、日常生活上の手続き代行等を適切に実施し、被後見人等の権利擁護及び生活の安定と質の向上を図ります。	 開始	 継続			

【基本目標】 IV. 市民のニーズに応える開かれた社協づくり

【基本計画】 1. 社協組織及び財政基盤の強化

市社協では、福祉基金の活用や毎戸会員制度、共同募金運動の推進など、自主財源の確保に取り組んできました。会費の納入率は90%を超え、納入額の6割を各地区社会福祉協議会へ助成することで、地域に根ざした福祉活動を支えてきました。また、共同募金運動では戸別募金を中心に住民の協力を得ながら、ピンバッジ作成やSNS発信など多様な取り組みを進めています。

一方で、管理運営費の約6割を黒石市からの補助金や委託費に依存しており、地域課題に対応するためには、黒石市との連携強化と公的財源の安定確保が必要です。自主財源と公的財源の両面から財政基盤を強化し、持続可能な運営体制の構築を推進します。

また、市社協が黒石市の地域福祉の推進主体として役割を果たし続けるためには、財政面に加えて組織運営の信頼性向上が不可欠です。理事会・評議員会との適切な関係や定期的な監査、透明性の高い会計処理を徹底し、ガバナンスの強化と住民から信頼される組織基盤の確立を目指します。

(1)理事会・評議員会・部会・委員会の充実

《協働団体等》市社協、広域社協、県社協

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
理事会、評議員会、部会、委員会の充実を図るために、役員研修会の実施等により適切な情報提供を行い、事業の執行とチェック体制の円滑化を推進します。	 継続				

(2)安定的な財源の確保

《協働団体等》市社協、地区社協、広域社協、県社協、理事・評議員選出団体、黒石市

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
地域住民の理解のもと、地区社協及び町内会と協働で自主財源の確保に努めるとともに、公的財源の確保に向けて黒石市等との情報交換を密にし、市民のニーズに対応した事業推進を行います。	 継続				

(3)共同募金運動の推進

《協働団体等》市共同募金委員会、地区社協、県共同募金会

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
オリジナルピンバッジの作成、活動についてSNSで発信する等、新たな募金方法の検討を進め、展開することにより、共同募金への関心を高めます。	 継続				

(4)経理体制の充実

《協働団体等》市社協会計会議、広域社協、県社協、税理士事務所

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
「内部監査」や「外部監査」の実施、会計業務集約による内部牽制体制を構築し、ガバナンスの強化を図ります。	 継続				

【基本計画】 2. 法人管理体制の強化及び役職員の意識改革・資質向上

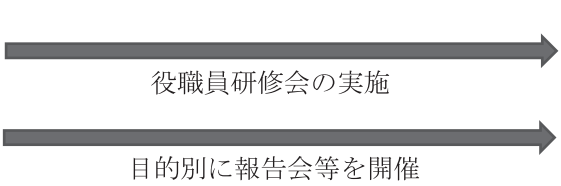
社会福祉協議会は、地域住民や関係団体との協働により地域生活課題の解決に取り組み、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を推進することを使命としています。多様化する福祉ニーズに対応するためには、職域間の連携を強化し、情報を共有しながら組織全体で課題を受け止める体制づくりが重要です。

そのため、職員には既存業務への精通に加え、広い視野と多角的な視点、企画力に加えて実行力が求められます。組織横断的な職員会議の充実、こうした能力向上と連携強化に不可欠であり、課題解決に向けた柔軟な発想や主体的な行動を促す役割も担っています。さらに、地域の変化を的確に捉え、迅速に対応する姿勢も求められています。

また、外部研修への参加に加え、職員自らが企画・運営する研修の実施や、日常業務を通じた学びの積み重ねにより、専門性と実践力を高め、住民に身近で信頼される組織づくりを推進します。

(1) 役職員研修会及び職員会議の充実

《協働団体等》市社協役職員、市社協職員

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
組織運営の質を高めるため、役職員研修会を実施します。また、職域及び職員間における情報共有と支援力の向上、職員の資質向上のため、目的別に会議や委員会、事例報告会を開催します。					

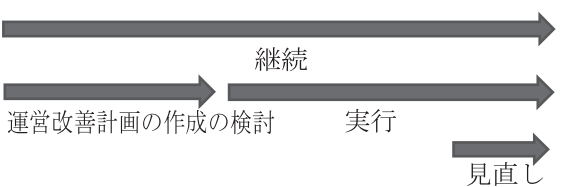
(2) 研修計画に基づく職員の資質及び専門性の向上

《協働団体等》市社協研修会議、広域社協、県社協

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
毎年、研修計画を立て、職員の職務・職制や経験年数に応じて、希望する研修の受講や資格取得ができるよう支援します。					

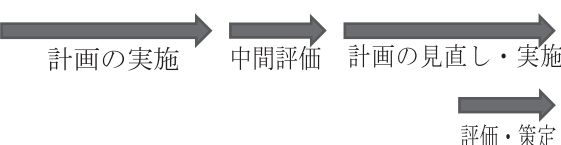
(3) 自己評価の実施と運営改善計画作成の検討

《協働団体等》市社協運営会議、県社協

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
青森県市町村社会福祉協議会自己評価指針に基づき市社協の自己評価を実施し、施設・事業において質の向上を図ります。					

(4) 地域福祉活動計画の推進

《協働団体等》市社協運営会議、市民

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
計画の推進のために事業を計画・実施し、HP等で計画内容を掲載し、市民参画による計画を推進します。					

【基本計画】 3. 関係機関・福祉団体との連携・協働

地域共生社会の実現に向け、生活困窮者自立支援制度や重層的支援体制整備事業の創設など制度改正が進み、支援が届きにくい人へのアウトリーチが重視されるなど、地域を包括的に支える仕組みづくりが進められています。令和7年には団塊の世代が後期高齢者となり、地域の支援ニーズはさらに多様化し、地域住民をはじめとする多様な主体が参画し協働することが一層求められています。

県内では、社会福祉法人が協働して制度の狭間にある支援を行うネットワークが発足し、地域全体で支え合う取り組みが広がりつつあります。黒石市内においても、社会福祉法人連携の機運は高まっており、研修会の実施等を通じて協働の基盤が着実に醸成されてきています。

市社協は、これまで福祉分野に限らず教育機関など多様な団体とネットワークを築いてきました。今後は、培ってきた連絡調整機能をさらに発揮し、行政、社会福祉法人、地区社協、町内会、民生委員児童委員、ボランティア団体、老人クラブ、学校、そして地域住民との協働を一層密にし、地域課題を包括的に受け止めるコミュニティソーシャルワーク機能の充実を図ります。

(1) 社協ネットワークの活用

《協働団体等》広域社協、県社協、全社協

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
他市町村、都道府県、全国の社協ネットワークを活用しながら先駆的な活動等を情報収集し、市社協活動の充実を推進します。					

(2) 福祉事務所等行政機関との協働

《協働団体等》黒石市

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
市社協は行政とともに、市全域を視野に地域福祉を推進する組織であり、公私共同の原則に基づき、行政とのパートナーシップを強化します。					

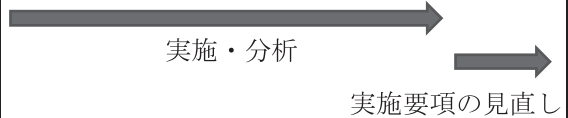
(3) 教育機関との連携強化

《協働団体等》教育委員会、学校、コミュニティセンター、地区協議会、ボランティア団体

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
教育委員会やコミュニティセンターと協働し地域団体の支援や、学校と連携して個別支援や児童・生徒に関する事業を推進します。					

(4) 地域団体との協働による地域活動の推進

《協働団体等》町内会、地区協議会、老人クラブ、母親クラブ、子ども会・育成会等

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
地域の特性を活かしながら、地域福祉活動が推進できるように助成活動等の活動支援を行い、地域の福祉力を強化します。					

(5) 社会福祉法人との連携

《協働団体等》県社協、県内社会福祉法人、市内社会福祉法人、NPO法人

実施内容	R8	R9	R10	R11	R12
社会福祉法人の社会貢献活動に参加し、制度の狭間のニーズや生活課題を具体的に解決します。また、市内社会福祉法人間の情報交換会を実施するなど、連携のあり方について検討します。					

資料

第 7 次 黒石市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人黒石市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）における地域福祉推進の総合的な活動指針となる『地域福祉活動計画』を策定するために、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 黒石市地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、社会福祉法人黒石市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めること。

(組 織)

第 3 条 委員会は、20 名以内で組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる各号から市社協会長が委嘱する。

- (1) 社会福祉施設
- (2) 福祉関係団体
- (3) 地域住民代表
- (4) 教育関係団体
- (5) 行政関係者
- (6) 学識経験者

(任 期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(会 議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見または説明を求めることができる。

(検討委員会)

第7条 計画策定を円滑にするため、検討委員会を置くことができる。

2 検討委員は会長が任命する。

3 検討委員会の任期は、委嘱した日から令和8年3月31日までとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市社協事務局において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は市社協会長が委員長と協議して定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第7次黒石市地域福祉活動計画「策定委員会」委員名簿

No.	氏 名	所属・職名	選出区分	
1	谷 君雄	黒石市保育連合会 副会長	社会福祉施設	委員
2	長谷川 美由紀	すみれ特別養護老人ホーム施設長	社会福祉施設	委員
3	工藤 高	障害者支援施設山郷館くろいし総合施設長	社会福祉施設	委員
4	村上 和徳	黒石市ボランティア連絡協議会 監事	福祉関係団体	委員
5	内山 博文	黒石市民生委員児童委員協議会 副会長	福祉関係団体	委員
6	岡村 静市	迫子野木公民館 館長	地域住民代表	委員
7	木村 富男	牡丹平地区社会福祉協議会 会長	地域住民代表	副委員長
8	増川 博基	黒石市連合 PTA 会長	教育関係団体	委員
9	小山内 徹	黒石市教育委員会 理事	教育関係	委員
10	大沢 陽子	くろいし A&E (総合型地域スポーツクラブ) 会長	学識経験者	委員長
11	齋藤 誠	黒石市福祉総務課 課長	行政関係	委員
12	佐藤 弘樹	黒石市企画課 課長	行政関係	委員

「策定委員会」開催状況

No.	年 月 日	内 容
1	令和7年11月27日(木)	委嘱状交付、計画の概要について
2	令和8年1月29日(木)	計画の素案について
3	令和8年2月26日(木)	計画の原案、計画の答申について



令和8年3月9日
策定委員長から市社協会長へ
計画を答申

第7次黒石市地域福祉活動計画「検討委員会」委員名簿

No.	氏 名	備 考	担当
1	古川 正敏	合同会社ゲンジャーキ 代表	①
2	鳴海 理香	民生委員児童委員	①
3	工藤 強造	黒石市地域包括支援センター 生活支援コーディネーター	①
4	佐藤 拓郎	株式会社アグリーンハート 代表取締役	①
5	佐藤 みづほ	黒石市社会福祉協議会（天使の森主査）	①
6	櫻庭 美代子	黒石市連合 PTA 副会長（つくし第二こども園）	②
7	千葉 ひとみ	主任児童委員	②
8	鳴海 恵子	黒石手話サークル「虹」会長	②
9	佐藤 裕	特定非営利活動法人 Motion 理事長	②
10	小田切 百子	黒石市社会福祉協議会（事務局主事）	②
11	森山 玲香	黒石在宅介護支援センター 主任介護支援専門員	③
12	山谷 由美子	青森県立黒石養護学校 進路主導主事	③
13	工藤 周大	黒石市農林部農林課 主査	③
14	石田 達哉	黒石市地域包括支援センター 主任社会福祉主事	③
15	大平 宗二	黒石市社会福祉協議会（事務局主査）	③
16	木川 隆伸	田舎館村社会福祉協議会 事務局次長	④
17	工藤 翔平	青森県社会福祉協議会 施設支援課施設支援係 係長	④
18	須藤 雄大	中郷公民館 主任事務員	④
19	土屋 智子	黒石市健康福祉部福祉総務課 主幹	④
20	工藤 俊輔	黒石市社会福祉協議会（事務局主査）	④

- ①基本目標1 「地域の絆を深めるつながりづくり」
- ②基本目標2 「未来を担う人づくり」
- ③基本目標3 「だれもが安心して暮らせる支えあいのためのしくみづくり」
- ④基本目標4 「市民のニーズに応える開かれた社協づくり」

「検討委員会」開催状況

No.	年 月 日	内 容
1	令和7年9月18日(木)	委嘱状交付、計画の概要、分科会での意見交換
2	令和7年10月21日～28日 (分科会ごとに開催)	基本目標ごとの修正と検討、黒石市の現状と課題、 第6次計画の評価
3	令和7年11月17日～26日 (分科会ごとに開催)	基本計画の整理、課題と現状の文章化、実施事業計画 内容の検討
4	令和7年12月24日(水)	基本目標ごとの内容の検討、策定委員会に提出する 素案の検討



第 3 回策定委員会（R8. 2. 26）黒石市社会福祉センター



第 1 回検討委員会（R7. 9. 18）黒石市社会福祉センター



第 4 回検討委員会（R7. 12. 24）黒石市社会福祉センター

●発行／**社会福祉法人 黒石市社会福祉協議会**

〒036-0389 青森県黒石市境松一丁目1番地1

T E L 0172-52-2674 F A X 0172-53-2756

ホームページ <https://kuroishisyakyo.or.jp/>

メール fureai@kuroishisyakyo.or.jp

●印刷／株式会社 津軽新報社



ふれあいネットワーク